

## 第4 具体的な施策

各基本施策の、今後10年間に必要となる施策を次のように定めます。

### 森林の整備及び保全 【基本施策1-(1)】

#### (1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めます。

#### (2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めます。

#### (3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。

#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。



#### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

#### (6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めます。

#### (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

